

—人がいきいきと生きる
静岡県をねがって—
(主な内容・目次)

第22回静岡県地方自治研究所総会&記念講演
· · · · 1~13

第22回総会決定 · · · · · 14~26

第22回地方自治研究集会 · · · · 27

地方自治

ネットワーク
しづおが

No76号
2018年7月20日 *

静岡県地方自治研究所

〒422-8062 静岡市駿河区稻川2丁目2-1

ゼネラルBD 7F 静岡自治労連気付

Tel 054-282-4060 Fax 054-282-4057

jichiken@s-jichiroen.com

発行人・川瀬 憲子 編集人・志田 剛



宝剣山

いのちの詩
氷河期の時を越えて
今まで耐えぬき
咲き続ける強さよ
千畳敷カールに咲く花たち
二百種類もの高山植物
自然界の神秘の尊厳の意が宿る

ミヤマクロユリ・コイワカガミ コバイケイソウ
ショウジョウバカマ · · · ·
伝えてほしい生命の永遠
考えてほしい生命の尊さ
今日も生き続ける千畳敷カールに咲く花たち
あたたかな陽光の中に明日を見る
夏の日射しの中に小さな幸せ

静岡県地方自治研究所理事 関本晴雄

第22回静岡県地方自治研究会定期総会・記念講演会報告

日時 2018年7月7日（土）13:30～17:00

会場 ALWF ロッキーセンターハンザ会議室（静岡労政会館3F）

参加者 45名

内容 一部 記念講演会

テーマ 「基地と地方自治」

講師 川瀬光義 京都府立大学教授

二部 定期総会

静岡県地方自治研究所は、7月7日（土）、第22回定期総会・講演会を静岡市内で開催。自治体労働者をはじめ、労働組合や民主団体などから45人が参加しました。



はじめに、静岡県地方自治研究所の川瀬憲子理事長（静岡大学教授）が主催者あいさつを行いました。

第1部では、「基地と地方自治」一沖縄を通して考えると題して川瀬光義京都府立大学教授が記念講演を行いました。川瀬教授は、オスプレー、F15など沖縄から見えること、から話しあげました。日本は独立国なのか？と問いかけ、基地があることの根拠となっている安保条約の解説。米の義務は不明確にもかかわらず、日本の義務だけは明確に規定されています。

何のために米軍基地が存在するのか説明されていないのではないか。それなのに莫大なお金が日本政府から税金で投入されている。琉球処分の国際法違反から歴史を整理して語っています。分権改革の例外的な地域として基地を温存する措置がとられました。沖縄問題でなく是非日本問題として考えて行くべきとして、沖縄の翁長知事の言葉を引用しました。「これまで、歴代の沖縄県知事が何度も訴えてきた通り、沖縄の米軍基地問題は、日本全体の安全保障の問題であり、国民全体で負担すべきものである。国民の皆さんには、沖縄の基地の現状や日米安全保障体制の在り方について、真摯に考えていただきたいと願っています。（詳しくは川瀬先生のレジメ参照お願いします）

記念講演のあと定期総会では、総会は1時間という短いものでしたが、30分も延長され意見が出されました。高齢化問題、人口減、介護問題、浜岡原発の再稼働の問題や地域再生エネルギー問題などの意見や、東部地域の課題についての取り組みや地域で活動をどう起こしていくのかなど、自治研活動の政策的課題や今後の活動のあり方など意見が出され、有意義なものとなりました。情勢と2017年度の活動報告・決算・監査報告が承認され、2018年度の活動方針と役員体制、予算が確認されました。

新たに菊池仁氏が研究所副理事長に、林克氏が事務局長に選出されました。



講演の概要

はじめに

頻発する米軍関係の事故・事件が問いかけること

静岡県地方自治研究所

基地と地方自治－沖縄を通して考える

- 1 在日米軍基地の特異性
- 2 日米政府による沖縄差別・自治権侵害の帰結としての基地集中

1)敗戦後

2018年7月7日

京都府立大学公共政策学部

川瀬光義

1

2

名護市安部の海岸にオスプレイが墜落(2016年12月13日)

- ・事故の調査や部品の回収は米軍がおこなう
- ・日本の警察が米軍の作業を警護
- ・名護市長も現場に入れないと
- ・海上保安庁は航空危険行為処罰法違反容疑での立件を目指して捜査に着手し、米軍側に捜査申し入れをしたが回答無し
- ・12月16日に、米軍が19日の飛行再開を打診し、日本政府も容認
- ・12月19日に飛行再開
- ・17年1月6日に事故原因となつた空中給油を再開し日本政府も容認
- ・9月12日にアメリカが事故報告書を発表、「ハイロットのミスが原因」

普天間飛行場所属CH53大型輸送ヘリが東村高江の牧草地に不時着炎上(2017年10月11日)

- ・沖縄県環境部は土壤中の放射性物質や有害物質の有無などを調査するため現場への立入を求めたが認められず
- ・防衛大臣は、安全が確認されるまで同型機の飛行停止に合意したと発表したが、在沖海兵隊は96時間停止すると発表
- ・沖縄県警、航空危険行為等処罰法違反での立件を視野に捜査を進め、も米軍側の協力を得られず
- ・米海兵隊、飛行再開を一方的に発表し、10月18日に飛行再開
- ・米軍、日本側の捜査を認めぬまま事故機の搬出開始(19日)
- ・米軍、現場土壤を搬出(20日)
- ・日本政府、飛行再開を追認

3

4

普天間第二小学校運動場に米軍ヘリ墜落下

(2017年12月13日)

- ・ 沖縄県警、普天間飛行場に立ち入り機体を調査、落下した怒や部品を返還
- ・ 12月18日、米海兵隊飛行再開を発表、日本政府も容認「学校上空を**最大限飛ばない**」
- ・ 12月19日、飛行再開、第二小上空も飛行
- ・ 18年2月13日、校庭の使用を再開
- ・ 沖縄防衛局から派遣された監視員が米軍機接近時に児童を待避させるという体制が続く
- ・ 避難回数、3学期(2.13～3.20)216回、春休み(3.21～4.8)93回
- ・ 1学期(4.9～6.8)218回、計527回

Cf. 普天間飛行場における航空機騒音規制措置(96年3月28日)
「飛行場の場周経路は、できる限り学校、病院を含む人口稠密地域上空を避けるよう設定する」

嘉手納基地所屬F15墜落(2018年6月11日)

- ・ 1972年以降、米軍機の墜落49件目、うちF15は10件
- ・ 日本政府、飛行停止求めず
- ・ 第18航空団が12日「今回の事故は嘉手納基地所屬のF15全體の安全性に問題があることを示すものではない」とし、飛行再開を発表し、13日に飛行再開
- ・ 日本政府は事実上追認「一方的に飛行を再開した米軍の姿勢は容認できない。飛行停止を求めるなかつた日本政府の当事者能力に対して疑問を持たざるを得ない」(知事)

6

米軍関係の事故・事件が問いかけること

- 1 在日米軍基地の特異性
安全保障政策の基本原則
- ・ 「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しよう」と決意(「日本国憲法前文」)して「國權の發動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」(第9条)
- ・ 日米安全保障条約第一条
「締約国は……国際關係において、武力による威嚇又は武力の行使を……慎むことを約束する」
- ・ 第五条
「各締約国は、日本國の施政の下にある領域における、いざれかが一方に対する武力攻撃が、自國の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自國の憲法上の規定及び手続きに従つて共通の危険に對処するように行動することを宣言する」
- ・ アメリカが日本を防衛する義務を負っているといえるか?
- ・ 第六条
「日本國の安全に寄与し、並びに極東における國際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本國において施設及び区域を使用することを許される」

7

嘉手納基地所屬F15墜落(2018年6月11日)

- ・ 1972年以降、米軍機の墜落49件目、うちF15は10件
- ・ 日本政府、飛行停止求めず
- ・ 第18航空団が12日「今回の事故は嘉手納基地所屬のF15全體の安全性に問題があることを示すものではない」とし、飛行再開を発表し、13日に飛行再開
- ・ 日本政府は事実上追認「一方的に飛行を再開した米軍の姿勢は容認できない。飛行停止を求めるなかつた日本政府の当事者能力に対して疑問を持たざるを得ない」(知事)

6

1 在日米軍基地の特異性 安全保障政策の基本原則

- ・ 「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しよう」と決意(「日本国憲法前文」)して「國權の發動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」(第9条)
- ・ 日米安全保障条約第一条
「締約国は……国際關係において、武力による威嚇又は武力の行使を……慎むことを約束する」
- ・ 第五条
「各締約国は、日本國の施政の下にある領域における、いざれかが一方に対する武力攻撃が、自國の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自國の憲法上の規定及び手続きに従つて共通の危険に對処するように行動することを宣言する」
- ・ アメリカが日本を防衛する義務を負っているといえるか?
- ・ 第六条
「日本國の安全に寄与し、並びに極東における國際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本國において施設及び区域を使用することを許される」

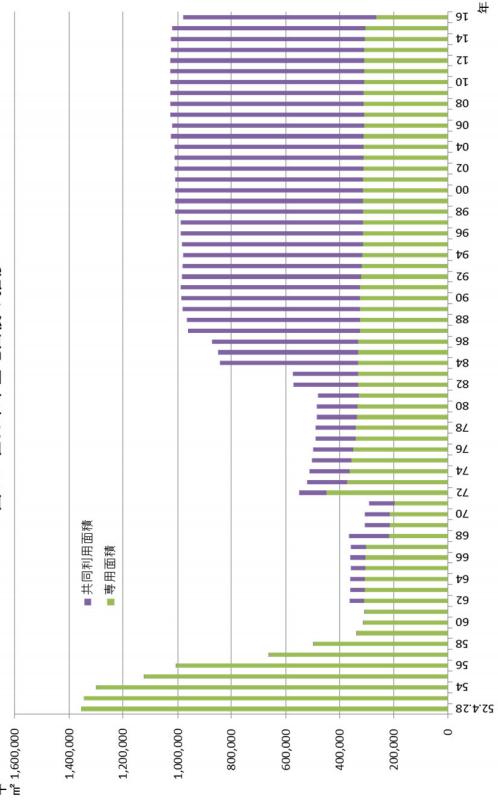
8

冷戦崩壊にもかかわらず見直されず

在日米軍の現状

- 専用施設・区域面積2万6千ha 一時使用7万ha

図1-1 在日米軍基地面積の推移



cf. 東京23区6万2300ha

- 海域、空域の提供

首都の空も米軍優先

那覇空港離陸後に低空飛行を余儀なくさせる

- 東アジア・太平洋地域米軍兵力69400人のうち

44500人が在日米軍(17年9月末)

- 日本に対する武力攻撃が発生した場合に「自衛隊の作戦を支援及び補完する作戦を実施する」(2015年日米防衛協力のための指針)という役割を担う米軍の適正規模は?

10

米軍基地大団・日本

Base Structure Report, FY2015 Baseline、より

PRV18億7600万ドル以上の米軍基地

アメリカ合衆国外の米軍基地	基地数	面積(エーカー)	PRV(百万ドル)	国	基地名	PRV(百万ドル)
ドイツ	177	137,360	40,521	日本	嘉手納飛行場	7,508.6
日本	116	126,146	61,873	日本	横須賀海軍基地	7,432.1
韓国	82	28,442	15,180	ドイツ	East Camp Grafenwöhr	6,544.2
イタリア	50	5,384	9,340	日本	三沢飛行場	6,125.8
イギリス	27	8,258	7,345	日本	横田飛行場	5,741.9
その他	135	319,600	24,187	ドイツ	Ramstein AB	4,398.7
計	587	625,190	158,446	日本	キャンプ・オスター	3,604.9
				キューバ	NS Guantánamo	3,695.1
				日本	岩国飛行場	3,599.2
				グリーンランド	Thule AB	3,267.0

4

不平等条約である日米地位協定による地方自治の侵害

- 米軍基地の治外法権を保証

「原則として米軍には日本の法令が適用されず、適用されるのは特別な取り決めがある場合に限る、あとには尊重するだけでいい」(伊勢崎・布施)
裁判権・警察権が及ぼさない
ドイツ、イタリアなどとの違い

- 本土基地方式

米軍人と日本の官僚で構成される日米合同委員会がどこに基地を置くかを決める
基地を設置する根拠となる国内法がない(木村草太)
直接・間接の経費負担

11

12

地位協定すら守られていない事例 確定した航空騒音等訴訟の賠償金 (18年4月4日現在)

- ・ 嘉手納飛行場 90億7400万円
- ・ 普天間飛行場 16億4300万円
- ・ 横田飛行場 51億4600万円
- ・ 厚木海軍飛行場 157億5100万円
- ・ 合計 316億1400万円
- ・ 日米地位協定ではアメリカ側が3/4負担することとなっているが.....

13

嘉手納基地と普天間飛行場の飛行調査結果(防衛省、2017年度)

- ・ 嘉手納基地
- 5万8066回の離着陸回数のうち外來機が2万281回、深夜早朝が1525回
- ・ 普天間飛行場
- 1万3581回のうち、深夜早朝が570回

日米地位協定ではアメリカ側が3/4負担することとなっているが.....

5

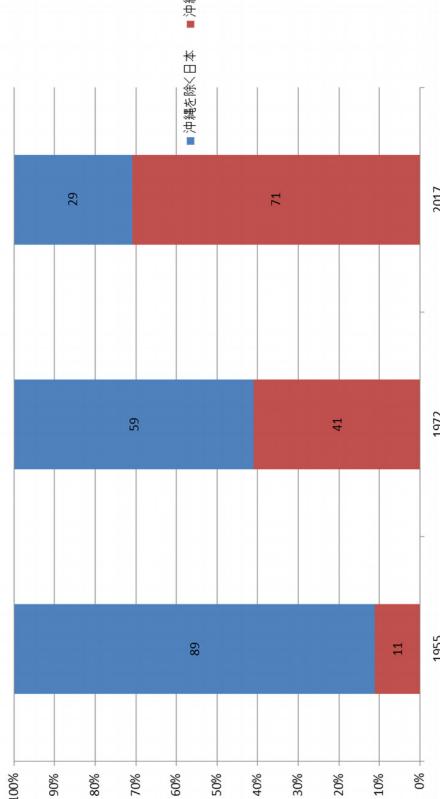
米軍属による女性(20歳)殺人(2016年4月)の場合

- ・ 刑事は控訴中
- ・ 那覇地裁は18年1月、被告に遺族への賠償金支払いを命じる決定を下し、2月に確定したが、被告に支払い能力はない、
- ・ 日米地位協定の規定では、米軍関係者による公務外の事件・事故について当事者間での解決が困難な場合は、米側が補償
- ・ 米側の補償が不足する場合、日本が穴埋めする「SACO見舞金」が1996年に創設
- ・ 米側は被告が米軍と契約する民間会社に雇われた「間接雇用」を理由に、補償の対象外としている。
- ・ このままでは、遺族は1円の補償も受けられない
- ・ 直接雇用、間接雇用に関係なく軍属として扱われる日米地位協定上の特権は享受しており、その特権と表裏一体の賠償責任について間接雇用を理由に逃れる?
- ・ 今回だけ特例的に応じようとしているが.....

14

2 日米政府による沖縄差別・自治権侵害の帰結としての基地集中

図2-1 米軍専用施設面積の割合の推移



15

16

明治政府が最初に武力で奪った領土は台湾ではなく琉球



17

- 1952年から72年までのアメリカ占領は正当か
- サンフランシスコ講和条約3条は有効だったのか

捨石で12万人の県民が犠牲に



18

「無憲法の島」(古閏・豊下)で強奪されて形成された基地

- 敗戦後の総選挙で沖縄を除外
- 沖縄を賣いで「独立」
- 第1次接收

日本国は、北緯29度以南の南西諸島、孀婦岩の南の南方諸島並びに沖ノ鳥島及び南鳥島を含む合衆国を唯一の施政権者とする信託統治制度の下におくこととする国際連合に対する合衆国のいかなる提案にも同意する。このような提案が行われ且つ可決されまで、合衆国は、領水を含むこれらの諸島の領域及び住民に対して、行政、立法及び司法上の権力の全部及び一部を行使する権利を有するものとする

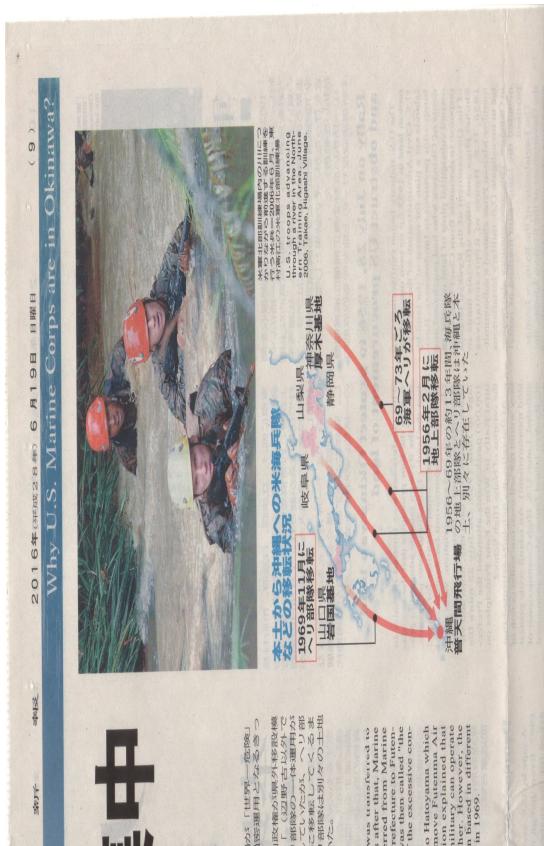
- 沖縄戦時からの軍事占領が継続
- 旧日本軍の所有地540ha→1万7400ha
- 第2次接收(1950年代前半)
 - 鎌剣とブルドーザー
- 第3次接收(1950年代後半)
 - 本島北部地域の国有地
 - 国有地とはいっても元来は琉球王家が管理していたところを「琉球凧分」により明治政府が強奪
- 第2次、第3次の過程で、日本の米軍基地面積が減少する一方で、海兵隊が沖縄へ
- 1972年時点で2万8600ha

19

20

海兵隊は日本にいた

NHKスペシャル「沖縄と核」(2017年9月放送)の衝撃



21

日米共同支配下での基地確保と行政協定(地位協定)

- ・ 日米安全保全保障条約と行政協定(地位協定)
沖縄選出議員不在の国会で批准した条約に基づいて1972年5月15日以降も基地継続
- ・ 沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律(1971年)
未契約でも5年を限度に使用可能に

・ 沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法(1977年)で公用地法を5年延長

- ・ 駐留軍用地特別措置法(52年制定)にもとづき未契約地の使用権限を取得(1982年)



22

分権の時代でも基地確保を優先

- ・ 改正駐留軍用地特別措置法(1997年)
収用委員会の裁決がなくても暫定使用が可能に
95年9月の悲劇を契機とした沖縄の怒りに対する日本政府と国会の対応
- ・ 分権一括法の一環として駐留軍用地特措法
改正(2000年)
国の直接執行事務に→沖縄の発言権を剥奪し、分権の時代に逆行した集権化をすすめた
- ・ 米軍再編特別措置法(2007年)
ほとんどが事実上沖縄のみに適用される特別措置法であるにもかかわらず憲法95条が適用されず

23

24

滑走路増設しても処理能力は1.17倍にしかならない 米軍の空域優先のため

世界遺産登録の障害に



29

負担軽減「やるやる詐欺」の歴史

- ・ 沖縄返還協定：大半の基地が残存
- ・ 1971年11月24日国会決議「非核兵器ならびに沖縄米軍基地縮小に関する決議」

「政府」は沖縄米軍基地についてすみやかな将来の整理縮小の措置をとるべき

最初の取組は首都圏の基地縮小(関東計画)

- ・ SACO合意(1996年)
- ・ 日米ロードマップ(2006年)
- ・ 島山由紀夫「最低でも県外」政策の失敗が改めて明らかにした差別

基地を受け入れない日本の「民意」のみを尊重



30

SACO合意(1996年)は「沖縄差別」継続宣言

沖縄県内の新基地建設を前提とした「返還」
日本(は)引き受けないので今後も基地(は)沖縄(に)

沖縄に關する特別行動委員会(SACO)最終報告 に基づく施策の状況

経緯

- ・ 平成11年に起きた不幸な事件
- ・ 沖縄県知事の辻留用地特許法に基づく署名・押印の拒否

《土地の返還》

- ・ 漢名波送信施設(大部分)
(平成18年1月、大部分返還)
- ・ 楊原飛行場(全施設)
(平成18年12月、全施設返還)
- ・ 跡合飛行場(全施設)
(平成19年12月、全施設返還)
- ・ 跡合飛行場(全施設)
(平成20年1月、全施設返還)
- ・ キヤンブ飛行場(一部)
(平成22年4月、一部返還)
- ・ 普天間飛行場(全施設)
(平成23年4月、一部返還)
- ・ 送電線の施設
- ・ 那覇港港施設(全施設・全施設)

《騒音低減、イニシアチーブの実施》

- ・ 平成11年における連音量の設置(平成12年7月、米軍へ提供)
- ・ 駐手納飛行場における連音量の設置(平成12年7月、米軍へ提供)
- ・ KC-130航空機の移駐(平成9年以降、本土の5箇要港へ移転実施)
- ・ バラシュー降下訓練(平成12年7月以降、伊江島補助飛行場において実施)

世論の関心が高揚

平成8年12月、日米間ににおいて、いわゆるSA
CO最終報告承認



米軍所蔵による返還されることをされた施設



31

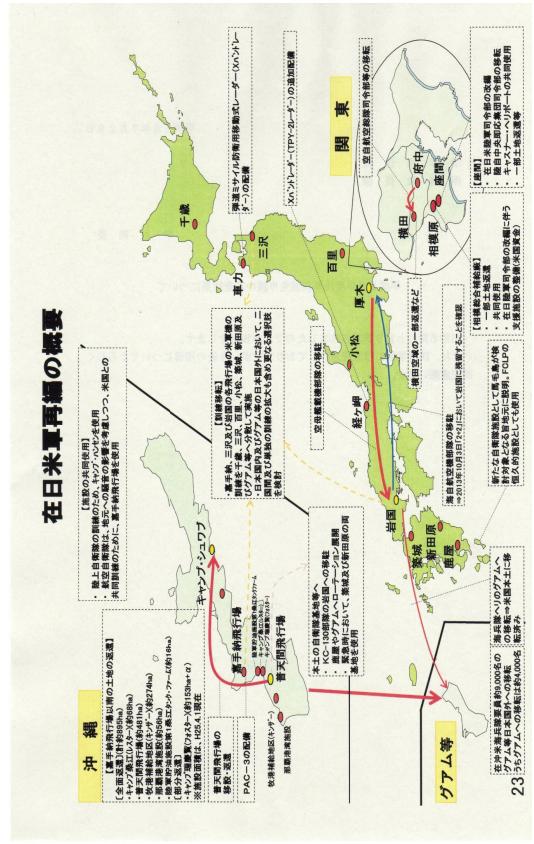
32

沖縄新基地建設は日本政府の提案



2013年4月に合意した施設・区域の返還・統合計画
県内もしくはグアムでの基地新設を前提にした着手納以南6施設の返還

「再編実施のための日米ロードマップ」(2006年)



34

3 辺野古新基地建設強行から垣間見えること

- 沖縄に新基地建設を求める無神経強いのか
 - 強奪された土地の返還のためになぜ新たなる場所を差し出さなければならぬのか
 - 新基地建設に関する民意は1997年末の名護市住民投票などで明確であるにもかかわらず民意に応える努力をしない日本政府の根拠はあるのか？
 - 言葉による説得を放棄し旧態依然たる「金目」政策によるごまかし20年前と同じく裁判で争うという日本政府の無策ぶり
 - なぜ数千億を投入してまで新基地建設が必要なのか
 - 海兵隊の役割を踏まえた検証があるか
 - 日米政府が合意さえしたら地元の意見を無視して基地建設を強行できる法的根拠はあるのか？
 - 杜撰な環境影響評価情報が出さない後出しアヤス

5

あひるの卵は日本で最も多く見られる卵である。卵の形は丸い形で、表面は滑らかである。卵の大きさは約3.5cm×2.5cmで、重さは約50gである。卵の色は茶色で、表面には細かい斑点がある。卵の殻は薄く、卵黄が大きい。卵の殻は薄く、卵黄が大きい。

ex.オスプレイの配備をひた隠しに
沖縄の「緊急をもって飛来する」

36

社撰な設計



38

活断層の疑いと軟弱地盤



11

沖縄県が公有水面埋立法の趣旨を踏まえて、前知事の承認を検証して取り消したことに対する

・ 沖縄防衛局が「私人」を装って国土交通大臣に不服審査請求(16年10月)

17年4月施行の新法では適用除外

「国の行政機関である沖縄防衛局が「私人」になりすまし、同じく国の行政機関である国土交通大臣がこの「私人」としての沖縄防衛局の審査請求を受け、執行停止・裁決をおこなおうとするもの」(行政法研究者有志の見解)

- ・ レフエリーであるはずの国土交通大臣が行政代執行訴訟を提起
- ・ 代執行訴訟和解(16年3月)8項で示された協議に応じず
- ・ 係争処理委員会決定(16年6月)で示された協議に応じない

福岡高裁那覇支部判決(16年9月16日)のでたらめさ
20年前の裁判
機関委任事務の運営
沖縄県が勝利すれば既存の基地が機能停止に
今回は地方分権改革により法定受託事務どなった公有水面埋立
法の運用に関する

沖縄県が勝利しても既存の基地への影響はない
20余年にわたる地方分権政策の成果が問われている
「住民の総意であるとして40都道府県全ての知事が埋立承認を拒否した場合、国防・外交に本來的権限と責任を負うべき立場にある國の不合理とは言えない判断が覆されてしまい、國の本來的事務について地方公団体の判断が国
の判断に優越することにもなりかねない」
「本件新施設等の建設及び日米地盤協定に基づくものであり、憲法41条に違反するとはいえない
……その規模は、普天間飛行場の施設の半分以下の面積であり、かつ、普天間飛行場が返還されることに照らせば、本件新施設等建設が自治権侵害として憲法92条に反するとは言えない」

39

40

この海を埋め立ててよいのか？

- 沖縄防衛局による環境影響調査でも絶滅危惧種262種を含む5800種以上の生物が確認されている
 - 知床、白神山地、小笠原諸島、屋久島などを上回る三保の松原を埋め立て米軍に差し出すことを容認できるか？
 - 福島県に原子力発電所の新設を強要できるか？
- 

沖縄問題でなく日本問題として

- 「沖縄は何か罰を受けていいのではないだろうか。広大な基地を押しつけられ、軍用機の騒音と米軍人の犯罪に苛まれ、土人呼ばわりされ、あからさまに侮辱される。異議を申し立てればまた叩かれる。これが罰でなくて何だろう。問題はいかなる罪に対する罰かということだ。なぜアメリカ軍はかくも横暴にふるまい、なぜ日本政府はそれを放任ないし助長するのか」池澤夏樹「米国への異様なる譲属」『朝日新聞』2018年5月10日
- 「いつまでも米兵に怯え、事故に怯え、危険にさらされながら生活を続けていくことは私はいやです。私たちに静かな沖縄を返してください。軍隊のない、悲劇のない平和な島を返してください」1995年10月21日「日米地位協定の見直しを求める県民総決起大会」での女子高校生の発言

- おわりに
- 何があつても米国についていくこと以外の選択肢がないのか

- 安全保障で最も大切な外交力の劣悪化を招いていないか
ex.朝鮮半島の平和に何の貢献もしていない
- 「主権国家といえない」日本政府の当事者能力のなさ
- 沖縄はパレスチナで、日米政府はイスラエルではないか
- 在日米軍基地は地方自治発展の阻害要因
- 戦後改革、高度経済成長期の革新自治体の興隆、地方分権改革など、自治権の拡充が進んだ時期でも沖縄では逆行した施策が強行された、とくに辺野古基地建設強行は地方分権改革をまったく形骸化するもの
- 沖縄は基地に寄生している

- 翁長雄志知事平和宣言(2018年6月23日)により
- 私たちは、この悲惨な体験から戦争の愚かさ、命の尊さという教訓を学び、平和を希求する「沖縄のこころ」を大事に今日を生きている。
- 戦後焼け野が原などなった沖縄で、私たちはこの「沖縄のこころ」をよりどころとして復興と発展の道を力強く歩んできただ。しかしながら、戦後実際に73年を経た現在においても、日本の国土面積の0.6%にすぎないこの沖縄に、米軍専用施設面積の70.3%が存在し続けており、県民は、広大な米軍基地から派生する事件・事故、騒音をはじめとする環境問題などに苦しみ、悩まされ続けている。
- 昨今、東アジアを巡る安全保障環境は、大きく変化しており、先日の米朝首脳会談においても、朝鮮半島の非核化への取り組みや平和体制の構築について共同声明が発表されるなど緊張緩和に向けた動きが始まっている。
- 平和を求める大きな流れの中にあっても、20年以上も前に合意した辺野古への移設が普天間飛行場問題の唯一の解決策と見えるのだろうか。日米両政府は現行計画を見直すべきではないか。民意を顧みず工事が進められている辺野古新基地建設については、沖縄の基地負担削減に逆行しているばかりではなく、アジアの緊張緩和の流れにも逆行していると言わざるを得ず、全く容認できるものではない。

- これまで、歴代の沖縄県知事が何度も訴えてきた通り、沖縄の米軍基地問題は、日本全体の安全保障の問題であり、国民全体で負担すべきものである。国民の皆さまには、沖縄の基地の現状や日米安全保障体制の在り方にについて、真摯に考えていただきたいと願っている。

主な参考文献

- 明田川融(2017)「日米地位協定 その歴史と現在をみすゞ書房
伊勢崎管治「布施祐仁(2017)「主権なき平和国家」集英社
沖縄タイムス社編集局編(2017)「これってホント? 読解だらけの沖縄基地」高文研
梅林宏道(2017)「在日米軍」岩波新書
ガバーナーマーケティング栗松路子(2013)「沖縄の怒り」法律文化社
紙野健二・本多義夫編(2015)「辺野古訴訟と政治主義」日本評論社
川瀬光義(2013)「基地維持政策と財政」日本経済評論社
川瀬光義(2016)「基地と財政」日本経済評論社
来間泰男(2015)「沖縄の尊厳」日本経済評論社
古閑彰一・豊下繪彦(2018)「沖縄 憲法無き戦後『みすゞ書房
五味洋治(2017)「朝鮮戦争は、なぜ終わらないのか」創元社
猿田佐世(2016)「新しい日米外交を切り拓く」集英社
島袋純「阿部告己編(2015)「日本の安全保障」岩波書店
新外交イニシアティブ(2017)「辺野古問題をどう解決するか」岩波書店
寺島実郎(2010)「間にかはしての歴後日本と日米同盟」岩波書店
寺島実郎(2010)「日本とはなぜ戦争をするのか」岩波書店
日本環境会議沖縄大会実行委員会編(2017)「沖縄の環境・平和・自由・人権」セツソク書館
乗公綾子編(2018)「沖縄は孤立しない 世界から沖縄への声・声・声」金曜日
前泊博盛編(2013)「本当は憲法より大切!「日米地位協定」入門」創元社
宮城大輔「渡辺豪(2016)「普天間・辺野古・垂められた20年」集英社新書
矢部宏治(2018)「日本はなぜ、『戦争ができない国』になったのか」集英社
屋良朝博(2016)「沖縄米軍基地と日本の安全保障を考える20章」かもがわ出版
吉田敏浩(2016)「日米合同委員会」の研究」創元社
琉球新報社編集局(2017)「これだけは知つておいたい 沖縄エイク(偽)の見破り方」高文研
『沖縄 何が起きているのか』『世界』第868号岩波書店
沖縄県知事公室基地対策課(2013)「沖縄の米軍基地」
沖縄県知事公室基地対策課(各年)「沖縄の米軍及び自衛隊基地(統計資料集)」

沖縄の新聞を購読しましょう!

静岡県地方自治研究所第22回総会決定

はじめに

静岡県地方自治研究所は1996年に設立し、22年目を迎えてます。

安倍政権は「世界でいちばん企業が活躍しやすい国づくり」をめざして、憲法「改正」や大企業優先政策を強めるとともに、「公務公共サービスの産業化」「地方創生」戦略を進めてきました。2018年初頭の国会では、改憲と働き方改革にまい進してきました。しかし、裁量労働制をめぐるデータ改ざんと森友・加計学園問題をめぐって次々と新しい事実が明らかになるに及んで支持率を急落させ、改憲にも急ブレーキがかかっているばかりか、安倍政権による国政私物化と憲法破壊の強権政治の毒が政府全体に噴き出した形で、もはや安倍首相の退陣・内閣総辞職しかありません。

働く人の実質賃金は5年前に比べ年間で15万円も減り、同様に実質消費支出は20万円減少、「格差と貧困」の是正を求める国民の声に背を向ける安倍内閣のもと、地方自治法にある地方自治は住民の安全と福祉の増進、地方自治体の憲法を生かし「住民の命と健康で文化的な生活を保障する」ことを実現させることができます。

そのためには、「静岡県地方自治研究所」の存在がさらに輝き、「地方自治に関する研究」が、いよいよ重要となっています。

I 情勢と課題

1) 国内外の情勢の特徴

◎国際情勢は、6月12日歴史上初めての米朝首脳会談が行われ、「新しい米朝関係の確立」を約束し、朝鮮半島の平和体制の構築と完全な非核化で合意しました。平和体制構築と非核化に向けての前進が注目されていますが、ここでは自治研集会で一貫してとりあげてきたTPP11についてふれておきます。

米国を除く11ヶ国による環太平洋連携協定（TPP11）批准案が5月24日与党などの賛成多数で可決され、衆議院を通過しました。TPPからの米国の離脱を受けて残る11ヶ国が新たに結ぶ全7条の短い協定ですが、経済や国民生活のあらゆる分野に悪影響をもたらすTPPの本質は変わっていません。

そもそもTPPは、国会決議で「除外又は再協議の対象にする」としたはずの重要5品目（米、麦、牛・豚肉、乳製品、砂糖でん粉原料）のうち3割もの項目で関税を撤廃し、野菜やくだもの、林水産物についてはほぼすべてで関税を撤廃するなど、史上最悪の農産物輸入自由化協定です。さらに、7年後に輸出大国から関税やセーフガードの見直しを求められれば協議に応じなくてはならないなど、完全自由化へのレールが敷かれています。日本政府はTPP11の交渉に際して凍結をいっさい要求せず、これらの合意内容はそのまま生きています。そのうえ、TPPで合意した乳製品の低関税輸入枠や牛肉・豚肉のセーフガードの発動基準は米国からの輸入を含む数量を前提にしているにもかかわらず、TPP11で修正されませんでした。そのため、オーストラリアやニュージーランドから大量の輸入を招き、米国産は別枠でさらなる輸入自由化をもとめられることになり、TPP以上の悪影響が避けられません。

TPPの影響は農業だけにとどまらず、輸入農産物の検査の省略、遺伝子組み換え食品の輸入促進、医薬品価格決定への米製薬会社の関与、医療保険の空洞化など、人々の命や暮らしを

守るさまざまな制度をなし崩しに破壊してしまいます。私たちは、TPPもTPP11もとうてい認めることはできません。

◎安倍首相が憲法に自衛隊を書き込むなどの改憲を実現すると表明し、2018年3月の自民党大会で、9条2項の後に、「前条の規定は、自衛の措置をとることを妨げるものではない」として、自衛隊を明記する条文をまとめました。「自衛の措置」には集団的自衛権が含まれます。まさに、9条2項が死文化され、無制限の海外での武力行使まで可能にするもので、到底許されるものではありません。

「自衛隊の明記」により、自衛隊の軍事活動は拡大し、他方で、自衛隊の災害救援などは縮小されるのではないかとも言われています。また憲法「改正」により自治体の権限を大幅に縮小し、財産の管理と行政を執行することが削除され2000年に施工された地方分権一括法の以前のように、地方自治体は国の下請け化となることが予想されます。

安倍政権は、違憲の戦争法=安保法制を強行し、政府も憲法上認められないとしてきた空母の保有を検討し、長距離ミサイルを導入して敵基地攻撃能力保有にまで踏み出しています。その一方で、南スーザンやイラクの「日報」を隠ぺいし、海外での自衛隊の活動、「戦場の真実」を隠し、シビリアンコントロールも大きく崩されています。この政権のもとで憲法9条を変えることの危険性は明らかです。

◎憲法記念日の直前の4月27日、韓国と北朝鮮との南北首脳会談が実現し、朝鮮半島の非核化と平和体制の構築に向けた画期的な第1歩を踏み出しました。これにつづく米朝首脳会談も、北朝鮮問題の解決は対話と外交によるしかないし、その可能性が現実に広がっています。

◎安倍政権の地方財政政策は、アベノミクスに地方を動員するため、当面は地方一般財源総額の確保に配慮したものになっています。そのため自治体財指標は比較的改善傾向にあるが、それは自治体の果たすべき役割という観点からみれば、小泉構造改革以降に進行した地方行政、自治体「民間化」による公共部門の変質・劣化の定着を意味するものです。それだけでなく、安部政権下において地方交付税を政策誘導の手段として利用する傾向が拡大しました。地方創生をつうじて道州制導入をめざす安倍政権においては、地方交付税や新交付金を活用した財政誘導が重要な政策手段となっています。

安倍政権において地方創生が登場してきた背景のひとつに、道州制導入に対する抵抗が強いことから、当面、地方創生や分権改革を進めながら、機をみて道州制推進につなげる戦略をとったことです。「地方創生」政策によって、自治体は、一方では公共施設や地域の集約化・効率化に追い立てられ、他方では、「知恵だし」競争を強いられ、評価指標によってしばられることになります。

2) 静岡県内の情勢の特徴と課題

(1) 2018年度予算にみる県政の特徴と課題

川勝知事は、「空港の利便性向上や機能強化に大きく寄与する新幹線新駅は国家的見地からも重要な社会的基盤であることから、引き続き必要な調査・研究をすすめ、実現をめざしていく」(2018年度2月議会)と国家的見地まで持ち出し、確たる見通しもないまま静岡空

港直下の新幹線新駅の調査費500万円を2018年度予算に計上しました。

県は、2018年3月下旬に、静岡空港の運営権譲渡の優先交渉権者に三菱地所・東急電鉄グループを選定し、2019年4月から運営を担うことが決められました。空港への県予算は、28年度でみても収入を差し引いても6億円を投入しており、県によると、静岡空港の管理運営に関わる収支は15年度に約5億円、16年度に約6億円の赤字でした。県に示した両社の提案をみると、事業期間（20～45年間）の平均で経常利益が生じ、県費投入もゼロになるとしているが、今後の推移を注視していく必要があります。

世界一危険な浜岡原発には、原発推進関連予算として28億円強、また安全対策として10億円5127万円を2018年度予算に計上しています。

1昨年成立した中小企業・小規模企業振興基本条例に基づき、中小企業政策振興の促進を図る会議に県商連の代表が入ることが決まり、振興予算も昨年の倍額となったが、「振興対策会議」に相応しい内容となっていないこと、依然大企業中心の予算実態となっており転換が必要です。

「県では10月から助成対象年齢を18歳まで拡大するとして、当初予算比で600万円を増額しました。一方で、県からの財政補助が受けられない政令指定都市の静岡市・浜松市は財源問題などから、年齢引き上げについて、実施を見送る、もしくは実施に慎重と伝えられており、不透明です。静岡・浜松両市の0～18歳までの人口は24万4千人で県全体の4割を占めています。県制度において対象年齢が統一できるよう自治体に要望していく必要があります。

（2）人口減少社会と「地方版総合戦略」、公共施設の統廃合

「地方創生」戦略は、全国自治体に創意工夫を促しつつ、地方行政の効率化をめざしやがて道州制につながる可能性も否定できません。また、地方交付税算定に民営化を基準とするトップランナー方式が拡大し、小規模町村を中心に、窓口業務と窓口以外の業務を一括して委託できる「包括民間委託」がすすんできています。公共施設の民営化・統廃合では「新たな圏域づくり」により上からの削減・統合が進められており、公共施設のあり方が根本から問われています。

県内では、公共インフラの所有権を国や自治体に残したまま運営権を売却する「コンセッション」の対象が広がっており、浜松市は、下水道について、水処理世界最大手、仏ブエオリアなどの企業連合に優先権を与えたが、国内コンセッションは、仙台空港や愛知県の有料道路などで始まっているが、下水道では国内最初であり注目が集まっています。公共施設の統廃合は災害時の避難所にもなっており対策が求められます。

構想から30年、事業着手から10年が経過するJR沼津駅周辺総合整備事業と事業の中核である鉄道高架事業や静岡市の「モール化」事業、伊東市の「メガソーラー」設置問題、「空き家」対策など「地方創生」の具体化の課題は今大きな転換期を迎えています。

静岡県をはじめ県内すべての市町で人口ビジョン、総合戦略を策定されています。

静岡県が示した人口見通しは2060年まで20%の人口減少としており、300万人として、「若い世代の子どもを2人以上持ちたいとする希望をかなえる」「本県で働き、住みたいとする希望をかなえ、東京圏への一極集中に歯止めをかける」「日本一安全・安心な県土を築き、県民の不安を払拭する」と目指すべき将来の方向をうたっていますが、首都圏との賃金格差や浜岡原発などをそのままで具体性に欠けるものとなっています。

(3) 浜岡原発再稼働と避難計画

浜岡原発が全国で唯一政府の要請で全炉停止してから5月14日で7年を経過しました。この日、浜岡原発廃炉・日本から原発をなくす静岡県連絡会は、中電静岡支店と静岡県に、浜岡原発を再稼働しないよう要請しました。

この中で、福島原発事故では2000人を超える原発関連死を含む数十万人が人生を狂わされたこと、浜岡周辺の人口を考えればこの比ではないこと、地質学者が指摘している浜岡原発直下の断層を規制委員会が調査していないことを批判し、県と合同調査するよう訴えました。

県に対しては、川勝知事の「私の任期中に再稼働に同意しない」との発言を評価するとともに、南海トラフ巨大地震が予想されるもとで困難を極める避難計画について、県民の安全安心を確保する計画かどうか県知事自身が同意の前提として判断するよう要請しました。病院や社会福祉施設の避難計画に、国・県がノウハウの提供も含めて全面的に支援し、県として施設の避難計画ガイドラインを作成して、避難計画を義務付けるよう求めていくことについています。

(4) 国保の都道府県化と地域医療構想

県と市町が2018年度から共同運営する国民健康保険事業の制度改革で、県は2月13日、県内35市町から集める事業費納付金を計1078億5400万円と発表しました。市町ごとの納付金額、標準保険料率も示しました。

納付金額は国が示した指針や確定計数（算定に必要な数値）に基づき、市町ごとに医療費水準や所得水準を踏まえて算出したものです。各市町は順次、県が示した標準保険料率を参考に、1人当たりの保険料率を決定していくことになります。

県担当者は、県単位化により保険料が値上げされないように、国に対して十分な財政補てんを求めていくとし、国保運営は保険料と国庫負担金で補うのが原則だと法定外繰り入れは考えていないと県議会でも答弁しており、改革後の値上げを許さない運動が求められます。合わせて「徴収体制強化」で医療を受ける権利の侵害を許さない取り組みが必要となります。

又、この国保の都道府県単位化は、地域医療計画とも連動させ、供給体制と医療費支払いをリンクさせることによって、国保料を引き上げないためには医療費支払いを押さえ、供給体制を絞り込むという国の狙いが示されています。

(5) 公的保育制度の後退と待機児童問題

県は17年度、さらに4552人分の保育定員を増やすほか、保育士確保のための処遇改善にも力を入れるとし、技能の習得や経験が評価されるキャリアアップ制度を構築し、全施設へ導入する施策を打ちだしました。現場の実態と要求に合った施策かどうか疑問です。

又各市町が14年度に策定し、17年度末までに待機児童解消を目指すとしていた「子ども・子育て支援事業計画」も見直し、改めて必要な対策を検討する方針をあきらかにしています。

5月17日県は、2018年度4月1日時点の県内保育所などの待機児童数を公表しました。待機児童の合計は327人で、前年と同じ時期より129人の減と2年ぶりに減少したとし、静岡、島田、御殿場、藤枝、熱海、小山、森の7市町が待機児童を解消したとしています。

しかし、静岡市は、2014年度から段階的に進めてきた施設整備で0～5歳児の受け入れ枠を4年間で3713人分増やし、14年4月時点で156人だった待機児童を解消したと発

表しましたが（2018年4月10日）、1500人増やした結果1100人の余力となり、行政の見通しの問題や「小規模園は淘汰されていく」とも発言し一方で矛盾を生む結果となる自治体もでています。

（6）リニア新幹線問題

静岡県にとっての「大井川の渇水問題」、残土処理をめぐるいわゆる「盛り土問題」は依然として課題として残されたまま、JR東海はすでにトンネルの掘削作業など工事を開始していますが、県内区間（静岡工区）は沿線7都県で唯一未着工となっています。

県は、「国家的に重要な事業である一方、大井川の水質源、南アルプスの自然環境に十分配慮した上で整備する必要がある。JR東海には工事によって出るトンネル湧水の全量を、恒久的に確実に大井川に戻すことを早期に表明するなど誠実な対応求めたい」とのコメントを発表しているが、「リニア計画」は必要のないものであり、又「地方創生」にも反するものであり、引き続き中止を求めて「リニア新幹線を考えるネットワーク」と連携して活動を進めます。

リニア開発は、「国土のグランドデザイン2050」とスーパー・メガリージョン構想の下で国家的プロジェクトへと転換し、財政投融資が投入されることになり、今後東京一極集中がますます強まることが予想され、国の国土計画の大きな課題となっています。

（7）在日米軍司令部は4月3日、突然米軍特殊作戦機CV22オスプレイ5機が横田基地に到着すると発表しました。オスプレイは、敵地奥深くへの特殊作戦部隊の投入と撤収が任務で、同機の配備で横田基地が危険な軍事作戦の拠点として強化されることになります。東富士基地への配備も検討されているなか、静岡にとっても避けがたい問題となっています。

II、2017年度 事業・活動報告

1、研究・事業活動

1) 地方自治体に関する研究・学習会・セミナー等の開催

・国民健康保険の都道府県化の問題は研究所の重点課題として研究会を開催しましたが、2018年4月からスタートするということで、より実践的に対応してきました。

県社会保障推進協議会、静岡市医療と福祉をよくする会、市会議員を含めた皆さんと「国保問題対策会議」とそれにつづく「国保部会」に参加し、県議会への請願署名（13898筆）、昨年11月に県国民健康保険課との交渉・懇談、静岡県国保運営協議会の傍聴などに取り組み、研究所会員に現状や課題をニュースで知らせるなど行いました。

・自治体学校 in 千葉（7月22～24日）に自治体職員、議員とともに24名参加しました。

・当研究所の初代理事長の追悼シンポジウムを、静岡大学有志の会、地方自治研究機構、自治体問題研究所との共催で3月に開催、「憲法と地方自治の本旨を考える」と題して、震災・原発災害、沖縄基地、改憲をめぐる諸問題について3人の著名な先生方の協力を得て73名の参加で開催し学びました。又小冊子にして学び普及する取り組みをすすめています。

・総会の方針や20回の自治研集会での分科会を設けるなど、研究所の取り組みとしては不充分でしたが、清水LNG火力発電所計画は中止となり、住民運動の力を示しました。

2) 第21回静岡地方自治研究集会を住民団体と共に開催しました。

10月21日（土）静岡県労働者総合会館、ALWFロッキーセンターを会場に、「憲法施行70年 真の地方自治・地域再生へ」をメインテーマに、自治体労働者、住民、議員等94名（延べ参加）が参加しました。

記念講演は、中山徹奈良女子大学教授が、「日本型コンパクトシィ・地域再編で暮らし・自治体はどう変わる？」と題して講演しました。また、基調報告を青池則男事務局長が提案し、午後から5つの分科会と自治体労働者のための自治研入門講座が行なわれ、活発な討論と学習を行いました。

感想として、「日本型コンパクトシィ、地域再編についてとても参考になりました。今後に生かしていきたいと思います」「消滅する自治体の政策などの例があげられ話し方も熱くとても勉強になりました」と好評でした。

「基調報告」も「短時間の中での報告でもポイントがおさえられてわかりやすかった」の感想が述べられ、分科会もいずれも満足度の高いことがアンケートでも確認されました。

3) 所報の発行は、7月・9月・10月・12月・3月と5回発行しました

理事をはじめ会員からの投稿を呼び掛け組織していくことを重視したことで、「静岡呉服町名店街とまちなみ散策」（県商連）、「河津町の複合施設問題」（河津町議）、「里親制度」（静岡理事）、「御殿場市総合戦略における「ひと」と「しごと」の流れ（御殿場市議）、「LNG火力発電所問題」（静岡市議）、「国保の都道府間単位化問題」（静岡市議）など地域の問題での投稿がありました。今後も重視していきます。

4) 共同・交流の促進

- ・静岡自治労連加盟単組・自治研推進委員との共同は、自治研集会で実行委員会の中で連携をして来ましたが、自治体職員との交流を強く望んでおり自治労連からの参加、日常の自治研活動の取り組みが急務となっています。
- ・自治体問題研究所と地方自治研究機構との共同を強めるという点では、共催で開催した三橋先生追悼シンポジウムは大きな財産となりました。

2、理事会・事務局体制の充実、組織の拡大・強化

1) 理事会は、自治研集会の実行委員会開催に併せながら、原則隔月開催を守って開催してきました。しかし、一方理事会への理事の出席は固定化されており、対応が必要となっています。今期の理事会開催は、7月、9月、11月、1月、3月、5月の6回となりました。

2) 会員は、現在、団体会員13団体、個人会員78人（11人退会、2人入会 2018年5月31日現在）です。退会の理由は、「直接地方自治の仕事にかかわりが無くなつた。」「議員でなくなったので」等でした。

3) 会費の納入については、適時請求を行い努力しましたが、70%の納入でした。（2017年度の会費未納会員は25人）なお、過年度の未納者については、2018年度の会費納入と併せて対応を強めます。

3、活動日誌（2017.6.1～2018.5.31）

- 6月9日（水） 第21回静岡県地方自治研究集会第2回実行委員会
- 6月16日（金） 21日（水） 国保問題記者会見（知事選アンケート実施）
- 7月1日（土） 第21回定期総会&記念講演会&祝うつどい
- 7月16日（日） リニア南アルプストンネル工事を考える講演会
- 7月22～24日 自治体学校 in 千葉（県内より24名参加）
- 7月27日（木） 国保対策会議
- 7月31日（月） 第1回理事会&第3回実行委員会
- 8月4日（金） 自治研集会分科会打合せ
- 8月23日（水） 自治研チラシ作成・団体配布、新聞折り込み
- 8月24日（木） 国保対策会議
- 9月2日（土） 国保都道府県化学習会（国保署名スタート集会）
- 9月20日（水） 第2回理事会&第4回実行委員会
- 10月21日（土） 第21回静岡県地方自治研究集会
- 11月24日（金） 第3回理事会&第5回実行委員会
- 12月14日（木） 国保対策会議
- 1月10日（水） 地方自治問題研究機構との打ち合わせ
- 1月13日（土） 県評旗びらきに参加
- 1月19日（金） 第4回理事会
- 1月23日（火） 国保対策会議（県社保協国保部会）
- 1月29・30日 市町村議会議員研修会に参加
- 3月11日（土） 三橋良士明先生追悼シンポジウム&追悼のつどい
- 3月27日（金） 第5回理事会
- 4月13日（金） 国保対策会議（県社保協国保部会）
- 5月17日（木） 第6回理事会

2017年度会計報告(2017.6.1~2018.5.31)

収入総額	258,630
支出総額	192,677
差引額	65,953

<収入>

項目	予算額	実績額	内 容
会費	245,000	159,000	
個人会員	173,000	136,000	会費年額2000円×67人
団体会員	45,000	23,000	会費年額3000円×8団体
事業収入	1,000	0	図書、パンフ販売等
寄付金	0	22,000	カンパ等
雑収入	5,000	0	貯金利息等
繰越金	77,630	77,630	前年度より
合計	328,630	258,630	

<支出>

項目	予算額	実績額	内 容
事業費	200,000	151,444	総会、研究会、所報、調査費用等
総会・理事会	5,000	7,394	会計監査時の交通費等
図書・資料費	15,000	12,456	定期購読雑誌、ほか
基金積立金	0	0	
事務費	40,000	21,383	文具、郵便料、振り込み手数料等
備品費	0	0	
予備費	68,630	0	
合計	328,630	192,677	

20周年記念事業特別会計報告

収入総額	519,191
支出総額	374,064
差引額	145,127

<収入>

項目	予算額	実績額	内 容
繰入金	467,091	467,091	満期解約45,2000、利子15,091
冊子販売収入	0	52,100	219部販売普及
合計	467,091	519,191	

<支出>

事業費	320,000	314,064	20周年記念誌印刷代(1000部)
交流会費	100,000	60,000	20周年記念のつどい参加費助成
予備費	47,091	0	
合計	467,091	374,064	

基金 300,000(定期預金)

* 20周年記念事業特別会計報告の残額145,127円は、理事会で2018年3月11日に実施した「三橋良士明先生追悼シンポジウム」報告集の作成費用にあてるここと、残金の処理は第1回理事会で確認します。



会計監査報告書

2018年 6月21日

静岡県地方自治研究所
理事長 川瀬 憲子 様

会計監事 菊池智博

会計監事 木村哲

2018年6月21日、静岡自治労連事務所において、2017年度（自2017年6月1日～至2018年5月31日）の収支会計について監査を行いました。

その結果、証票書類・預金通帳等の内容の一致を確認するとともに、関係帳簿の整備保管を確認しました。これらは、良好に処理・保管されているものと認めます。

なお、会費の未納者の納入については、努力の成果が見受けられますが、なお一層納入率を上げるように努力して下さい。また、長期に渡って、未納の会員については、継続の有無を確認し、対応することを検討して下さい。

Ⅱ 2018度 事業・活動方針

1、研究・事業活動

- 1) 地方自治体に関する研究・学習会・セミナー等を開催します。
 - ・安倍政権の改憲の動きの中で、改憲と道州制を許さず、憲法を生かした地方自治を目指します。そのために引き続き静岡県や市町の行財政や政策、「地域創世」街づくりと課題についての研究を行います。
 - また、高齢者問題や人口減の問題、介護の問題、地域再生エネルギーの問題など理事の皆さんの専門性を活かした研究活動を強めます。
 - ・浜岡原発の再稼働を許さない取り組みを「原発をなくす会」とも連携し活動をすすめます。
 - ・リニア中央新幹線問題について、「リニア新幹線を考えるネットワーク」と連携した活動にひきつづき参加し、世論を高め共同を広げていきます。
 - ・国民健康保険の都道府県化が、いよいよ2018年4月からスタートしました。
 - 昨期も県社保協とも連携して開催し、県の担当課とも懇談交渉を持ってきましたが、国保料の引き上げにならないように重要課題として引き続き取り組みを進めます。
 - ・国保の都道府県化とともに、「地域医療構想」と「新公立病院改革ガイドライン」によって医療費抑制が一段と進むことが予想され、医療・介護・福祉の分野での自治体の動向を把握し住民の立場からの研究と対応を強めます。
 - ・適正な指定管理者制度を考える会が事業主と勤労者を対象にアンケート調査を実施し、「提言」をまとめました。研究所として公契約条例を県に作らせる取り組みを「考える会」と共に活動を進めます。併せて、公共施設の統廃合や浜松市の「コンセッション」について対応します。
 - ・中小業者・商店街の経営難、シャッター化がすすんでいます。地域経済の再生にむけてプロジェクトで自治体支援策など研究をすすめます。
 - ・各地域における地方自治の研究活動を支援し、援助します。
- 2) 第22回静岡地方自治研究集会を住民団体と共に開催します。

日時 9月22日（土）13：30～16：00
場所 もくせい会館1F富士ホール
内容 記念講演（前川喜平氏）と特別報告
- 3) 第61回自治体学校が2019年7月に静岡市で開催することが決まりました。
静岡地方自治研究集会の成功のためにすすめてきた実行委員会の皆さんとともに成功させるために奮闘します。
- 4) 所報の発行 年4回（8月、11月、2月、5月）の発行を目指します。
編集委員会を適宜開催し、投稿の促進を図ります。理事の皆さんや市町の活動を把握する工夫をし、具体的なテーマでお願いする等努力していきます。
- 5) 共同・交流の促進
 - ・静岡自治労連加盟単組・自治研推進委員との共同を強め、新体制のもと自治研活動の掘り起し、まず系統的に担当者の学習会に力を入れていきます。

具体的には、単組の自治研の推進委員による自治体財政分析検討チームを設けます。

- ・自治体問題研究所と地方自治研究機構との共同、自治体問題研究所への加入を目指し議論を開始します。
「住民と自治」、「自治と分権」の読者拡大を図り、自治体学校、自治体セミナーへ参加します。
- ・県内市民・住民団体との共同や講師の紹介・派遣を行います。

2、理事会・事務局体制の充実、組織の拡大・強化

- 1) 理事会は、隔月開催します。なお、理事の補強と体制強化のため、研究者と各種団体への働きをひきつづき強めます。
- 2) 会費の長期未納と会員の退会傾向が見受けられます。そのため、引き続き団体会員・個人会員への加入の働きを強め、団体会員15個人会員100人を目指します。
特に、第22回静岡地方自治研究集会の実行委員会参加団体で、加入していない団体（生健会、新婦人等）への働きかけを強めます。また、個人会員も、講演会等の参加者や市議会・町議会議員への働きかけと、自治体労働者の会員拡大をすすめます。
- 3) 会費の納入 100%納入を目指します。なお、長年末納の会員については、引き続き会員として継続の有無を調査し、納入の意思がない場合は、退会とします。

2018年度予算

＜収入＞

項目	予算額	2017年度決算額	内 容
会費	195,000	159,000	
個人会員	150,000	136,000	会費年額2000円×75人
団体会員	45,000	23,000	会費年額3000円×15団体
事業収入	1,000	0	図書、パンフ販売等
寄付金	0	22,000	(市町村議会議員研修会受付要員謝礼)
雑収入	0	0	預金利子等
繰越金	65,953	77,630	前年度より
合計	261,953	258,630	

＜支出＞

項目	予算額	2017年度決算額	内 容
事業費	170,000	151,444	総会、研究会、所報、調査費用等
総会・理事会	10,000	7,394	総会・理事会通知ほか
図書・資料費	15,000	12,456	定期購読雑誌、ほか
基金積立金	0	0	
事務費	30,000	21,383	文具、郵便料、封筒印刷、振り込み手数料等
備品費	0	0	
予備費	36,953	0	
合計	261,953	192,677	

2018年度静岡県地方自治研究所：役員

役職名	氏名	所属	備考
理事長	川瀬 憲子	静岡大学人文社会科学部教授（経済学科）	
副理事長	阿部 浩基	弁護士・静岡合同法律事務所	
副理事長	菊池 仁	静岡自治労連副執行委員長	新
副理事長	酒井 政男	元 静岡県議会議員	
事務局長	林 克	静岡自治労連委員長	新
理事	恒川 隆生	静岡大学法科大学院教授（行政法）	
理事	水谷 洋一	静岡大学人文社会科学部教授（経済学科）	
理事	児玉 和人	静岡英和学院大学短期大学部講師	
理事	寺尾 昭	静岡市議会議員・元静岡県職員	
理事	村山 俊一	静岡県保険医協会事務局長	
理事	佐伯 かおり	静岡県評事務局長	
理事	岡村 哲志	原発センター事務局長 日本共産党県議団事務局	
理事	小高 賢治	静岡県民主医療機関連合会理事	
理事	小泉 勇	静岡自治労連顧問 元静岡市職員	
理事	関本 晴雄	元静岡市職員	
理事	照井 健	元静岡県職員、日本共産党静岡市議会議員団事務局長	
理事	矢入 静夫	農民運動静岡県連合会	
理事	岡村 雄馬	全日本年金者組合静岡県本部事務局長 元静岡県職員	
理事	瀬川 るみ	静岡県商工団体連合会事務局長	
理事	青池 則男	静岡自治労連書記長	新
理事	林 昌宏	常葉大学准教授	新
会計監事	志田 剛	前静岡県地方自治研究所事務局員	新
会計監事	菊池 智博	静岡自治労連 元書記長	

憲法を活かし、住民・職員が希望持てる自治体と職場を語り合おう！

第22回 静岡

地方自治 研究集会

前川さんが
静岡に来ます



2018年9月22日(土) 13:30~16:30

もくせい会館 1F 富士ホール

静岡市葵区鷹匠3丁目6-1

JR静岡駅北口バス停5番・6番から乗車

「もくせい会館入口」下車徒歩2分

参加費 無料ですが、事前申し込みが必要です

記念講演 (13:45~)

演題 どうあるべきか

「公務労働」—「モリカケ」問題を問う

講師 前川喜平さん (前文部科学省事務次官)

基調報告 (静岡県の状況と特徴について報告します)

特別報告 (浜岡原発・リニア・浜松市水道事業コンセッション)

主 催 第22回静岡地方自治研究集会実行委員会

実行委員長 川瀬憲子 (静岡県地方自治研究所理事長・静岡大学教授)

連絡先・申込み先 静岡県地方自治研究所・静岡自治労連

〒422-8062 静岡市駿河区稻川2丁目2-1 セキスイハイムBD7F

TEL 054-282-4060 FAX 054-282-4057

e-mail jichiken@s-jichiroren.com



.....切り取り線.....

参加申込書 (参加項目に○をつけ申込みください。定員になり次第締め切らせていただきます)

氏名	団体名	住所	参加内容
	個人 団体 ()	TEL ()	記念講演 基調報告・特別報告